

四国経済産業局平成21年度知財先進都市支援事業

# 知的財産に関するアンケート調査 報告書

平成22年1月

## 目 次

．調査の概要	1
1．調査目的	1
2．調査内容	1
3．回収状況	1
．調査結果	2
1．回答企業の属性	2
2．知的財産権に対する関心度	3
3．知的財産の位置づけ	8
4．「西条市知的財産権取得支援補助金」の認知度	10
5．知的財産権の出願・保有	11
6．知的財産を経営に活かすための取り組み	15
7．知的財産を経営に活かすための公的支援	17
8．西条市の中小企業向け支援施策についての意見・要望	18
．まとめ	19
＜参考資料＞	
調査票	21

# I. 調査の概要

## 1. 調査目的

四国経済産業局と西条市が連携して、西条市における知的財産等に関する効果的な事業展開を図るため、西条市内の中小企業、協同組合を対象に、知的財産に関するアンケート調査を実施し、「西条市の中小企業等における知的財産に関する意識と取組の実態」や「西条市の中小企業向け支援施策についてのご意見・ご要望」を把握する。

## 2. 調査内容

### (1) 調査対象

西条市の中小企業（製造業、小売業・卸売業、建設業など）504社。

#### 【業種別内訳】

業種	件数
製造業	188件
卸売業・小売業	156件 ※卸売業78件、小売業78件
建設業	151件
その他	9件 ※情報通信業5件 協同組合4件

具体的には、(株)東京商工リサーチのデータベースから、以下の条件で選定した。

- ①従業員数300名以下の製造業 全件
- ②従業員数100名以下の卸売業 従業員の多い方から78件
- ③従業員数50名以下の小売業 従業員の多い方から78件
- ④従業員数300名以下の建設業 従業員の多い方から151件
- ⑤従業者数100名以下の情報通信業 全件

### (2) 調査時期

平成21年12月

### (3) 調査項目

- 知的財産権に対する関心度
- 知的財産の位置づけ
- 知的財産権取得支援補助金の認知度
- 知的財産権の出願・保有について
- 知的財産を経営に活かすための取り組みについて
- 希望する公的支援について

## 3. 回収状況

回収件数 162社（回収率32.1%）

## II. 調査結果

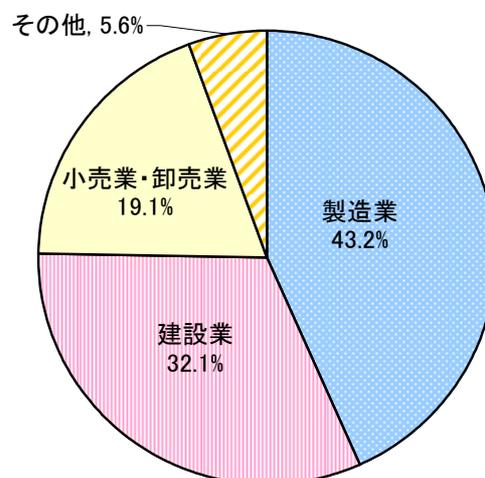
### 1. 回答企業の属性

#### (1) 業種

N=162

業種については、「製造業」(43.2%)が最も多く、4割を超えており、以下、「建設業」(32.1%)、「小売業・卸売業」(19.1%)と続く。

業種	件数	構成比(%)
製造業	70	43.2
建設業	52	32.1
小売業・卸売業	31	19.1
その他	9	5.6
合計	162	100



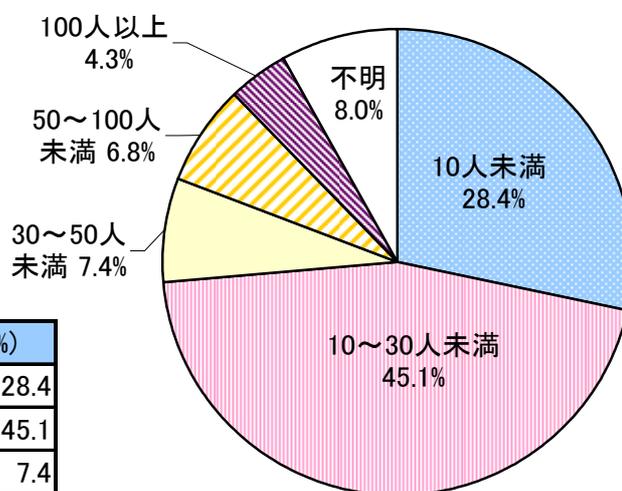
#### (2) 従業員数

N=162

従業員数については、「10～30人未満」(45.1%)が最も多く、4割を超えており、以下、「10～30人未満」(45.1%)、「30～50人未満」(7.4%)と続く。

従業員数 30人未満の企業が7割以上(73.5%)を占めている。

従業員数	件数	構成比(%)
10人未満	46	28.4
10～30人未満	73	45.1
30～50人未満	12	7.4
50～100人未満	11	6.8
100人以上	7	4.3
不明	13	8.0
合計	162	100

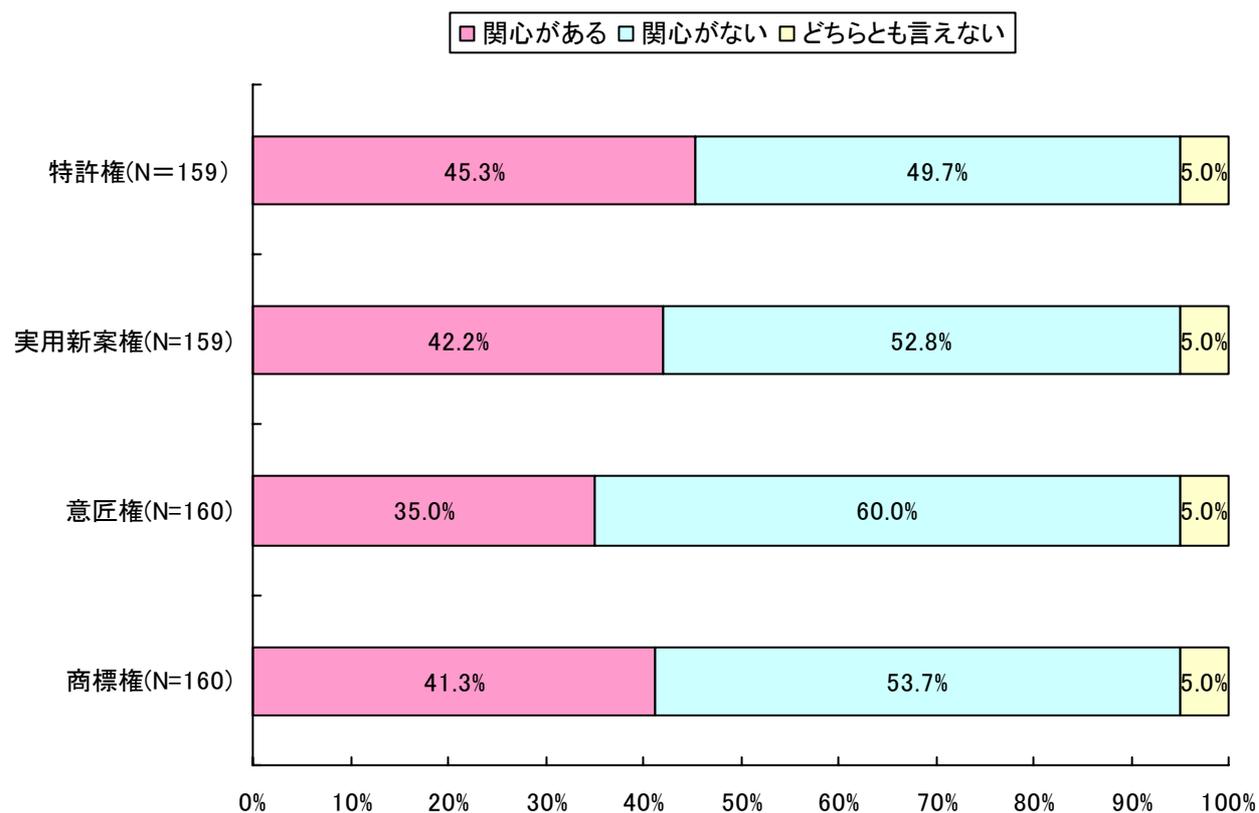


## 2. 知的財産権に対する関心度

### (1) 知的財産権別の比較

知的財産権別の関心度については、最も関心度が高いのは「特許権」(45.3%)で、以下、「実用新案権」(42.1%)、「商標権」(41.3%)と続く。

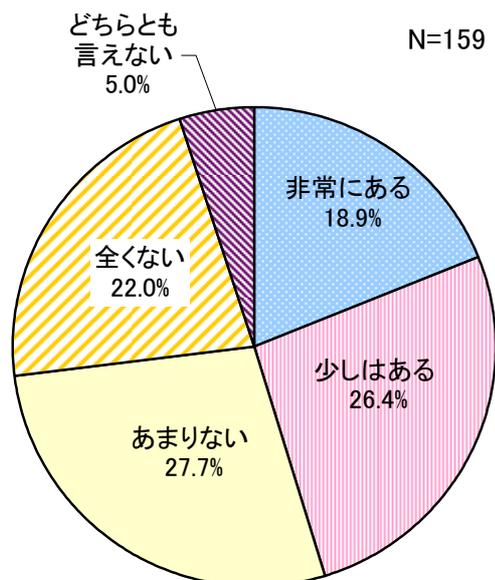
「意匠権」(35.0%)に対する関心度は、他の知的財産権よりやや低く、30%台にとどまっており、デザイン保護よりも、技術的な発明やアイデア保護に係る権利の方が、関心度が高いことがうかがえる。



## (2) 特許権

特許権については、「あまりない」(27.7%)が最も多く、以下、「少しはある」(26.4%)、「全くない」(22.0%)と続く。

「非常にある」(18.9%)と回答した企業は2割弱である。



### <業種>

特許権に対する関心度が最も高いのは「製造業」であり、「非常にある」(26.1%)が他の業種と比較して10ポイント以上高くなっている。(%)

	合計	非常にある	少しはある	あまりない	全くない	どちらとも言えない
製造業(N=69)	100	26.1	24.6	23.2	21.7	4.3
小売業・卸売業(N=31)	100	16.1	29.0	32.3	22.6	0
建設業(N=51)	100	11.8	25.5	29.4	23.5	9.8
その他(N=8)	100	12.5	37.5	37.5	12.5	0

※最大値に網かけ

### <従業員規模>

従業員数50人以上では、「非常にある」が2割を超えている。

その一方で、従業員数「10人未満」は、従業員数「10～30人未満」「30～50人未満」よりも、「非常にある」「少しはある」のポイントが高くなっており、従業員規模が大きいほど、特許権に対する関心度が高くなるとは言い難い。(%)

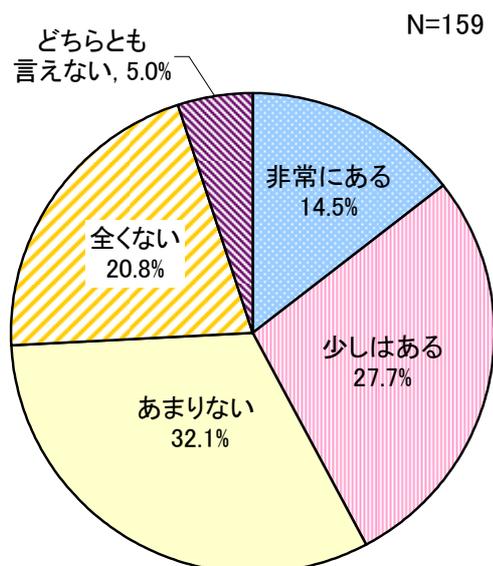
	合計	非常にある	少しはある	あまりない	全くない	どちらとも言えない
10人未満(N=46)	100	17.4	30.4	19.6	28.3	4.3
10～30人未満(N=71)	100	16.9	25.4	36.6	15.5	5.6
30～50人未満(N=12)	100	0	25.0	25.0	33.3	16.7
50～100人未満(N=11)	100	27.3	27.3	27.3	18.2	0
100人以上(N=7)	100	28.6	42.9	14.3	14.3	0

※最大値に網かけ

## (2) 実用新案権

実用新案権については、「あまりない」(32.1%)が最も多く、以下、「少しはある」(27.7%)、「全くない」(20.8%)と続く。

「非常にある」(14.5%)と回答した企業は10%台にとどまっている。



### <業種>

実用新案権に対する関心度が最も高いのは「製造業」である。 (%)

	合計	非常にある	少しはある	あまりない	全くない	どちらとも言えない
製造業(N=69)	100	18.8	30.4	27.5	18.8	4.3
小売業・卸売業(N=31)	100	12.9	25.8	38.7	22.6	0
建設業(N=51)	100	9.8	23.5	33.3	23.5	9.8
その他(N=8)	100	12.5	37.5	37.5	12.5	0

※最大値に網かけ

### <従業員規模>

「非常にある」が0%の「30～50人未満」を除けば、従業員規模が大きくなるほど、実用新案権に対する関心度が高くなる傾向が見られる。 (%)

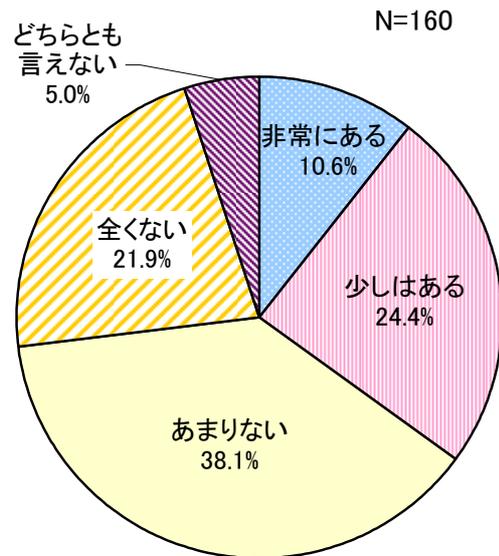
	合計	非常にある	少しはある	あまりない	全くない	どちらとも言えない
10人未満(N=46)	100	13.0	26.1	26.1	30.4	4.3
10～30人未満(N=71)	100	15.5	28.2	38.0	12.7	5.6
30～50人未満(N=12)	100	0	25.0	25.0	33.3	16.7
50～100人未満(N=11)	100	18.2	27.3	27.3	27.3	0
100人以上(N=7)	100	28.6	42.9	14.3	14.3	0

※最大値に網かけ

### (3) 意匠権

意匠権については、「あまりない」(38.1%)が最も多く、以下、「少しはある」(24.4%)、「全くない」(21.9%)と続く。

「非常にある」(10.6%)と回答した企業は1割程度である。



#### <業種>

「非常にある」が最も多いのは「製造業」(14.3%)だが、「非常にある」と「少しある」の合計が最も多いのは「小売業・卸売業」(38.8%)である。

ただし、「小売業・卸売業」は、「非常にある」(6.5%)が最も少なく、1割に満たない。(%)

	合計	非常にある	少しはある	あまりない	全くない	どちらとも言えない
製造業(N=70)	100	14.3	24.3	34.3	22.9	4.3
小売業・卸売業(N=31)	100	6.5	32.3	38.7	22.6	0
建設業(N=51)	100	7.8	19.6	41.2	21.6	9.8
その他(N=8)	100	12.5	25.0	50	12.5	0

※最大値に網かけ

#### <従業員規模>

最大値は、従業員規模が大きくなるにつれ、「全くない」→「あまりない」→「少しはある」と変化しており、従業員規模が大きくなるほど、意匠権に対する関心度が高くなる傾向が見られる。ただし、従業員数「10人未満」は、従業員数「10～30人未満」「30～50人未満」よりも、「非常にある」のポイントが高くなっている。

(%)

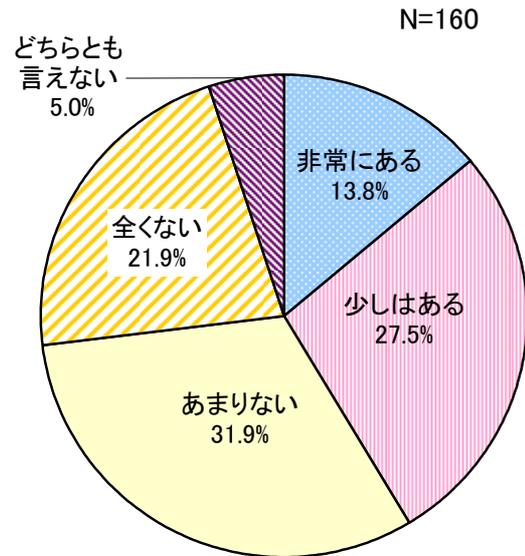
	合計	非常にある	少しはある	あまりない	全くない	どちらとも言えない
10人未満(N=46)	100	13.0	19.6	30.4	32.6	4.3
10～30人未満(N=71)	100	9.9	22.5	45.1	15.5	7.0
30～50人未満(N=12)	100	0	25.0	33.3	33.3	8.3
50～100人未満(N=11)	100	9.1	36.4	36.4	18.2	0
100人以上(N=7)	100	28.6	42.9	14.3	14.3	0

※最大値に網かけ

#### (4) 商標権

商標権については、「あまりない」(31.9%)が最も多く、以下、「少しはある」(27.5%)、「全くない」(21.9%)と続く。

「非常にある」(13.8%)と回答した企業は10%台にとどまっている。



#### <業種>

「非常にある」が最も多いのは「製造業」(18.6%)だが、「非常にある」と「少しはある」の合計が最も多いのは「小売業・卸売業」(51.6%)で、5割を超えている。(%)

	合計	非常にある	少しはある	あまりない	全くない	どちらとも言えない
製造業(N=70)	100	18.6	27.1	25.7	24.3	4.3
小売業・卸売業(N=31)	100	12.9	38.7	25.8	22.6	0
建設業(N=51)	100	7.8	17.6	43.1	21.6	9.8
その他(N=8)	100	12.5	50	37.5	0	0

※最大値に網かけ

#### <従業員規模>

最大値は、従業員規模が大きくなるにつれ、「全くない」→「あまりない」→「少しはある」と変化しており、従業員規模が大きくなるほど、商標権に対する関心度が高くなる傾向が見られる。ただし、従業員数「10人未満」は、従業員数「10～30人未満」「30～50人未満」「50～100人未満」よりも、「非常にある」のポイントが高くなっている。(%)

	合計	非常にある	少しはある	あまりない	全くない	どちらとも言えない
10人未満(N=46)	100	19.6	19.6	26.1	30.4	4.3
10～30人未満(N=71)	100	11.3	23.9	42.3	15.5	7.0
30～50人未満(N=12)	100	0	25.0	33.3	33.3	8.3
50～100人未満(N=11)	100	0	54.5	18.2	27.3	0
100人以上(N=7)	100	28.6	57.1	0	14.3	0

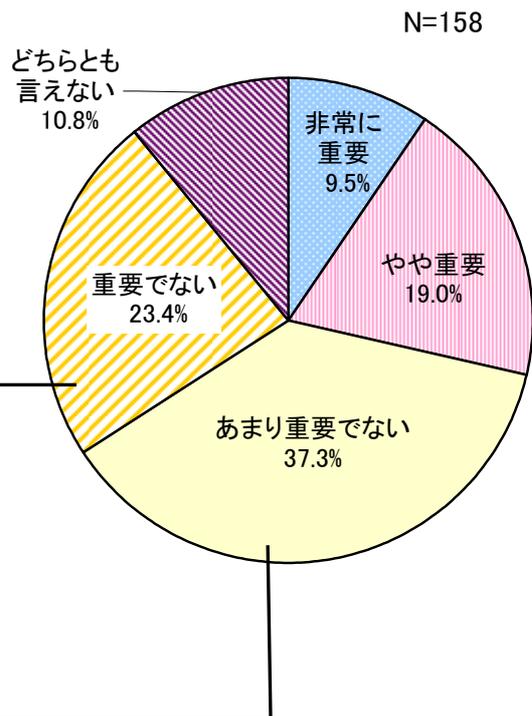
※最大値に網かけ

### 3. 知的財産の位置づけ

#### (1) 重要度

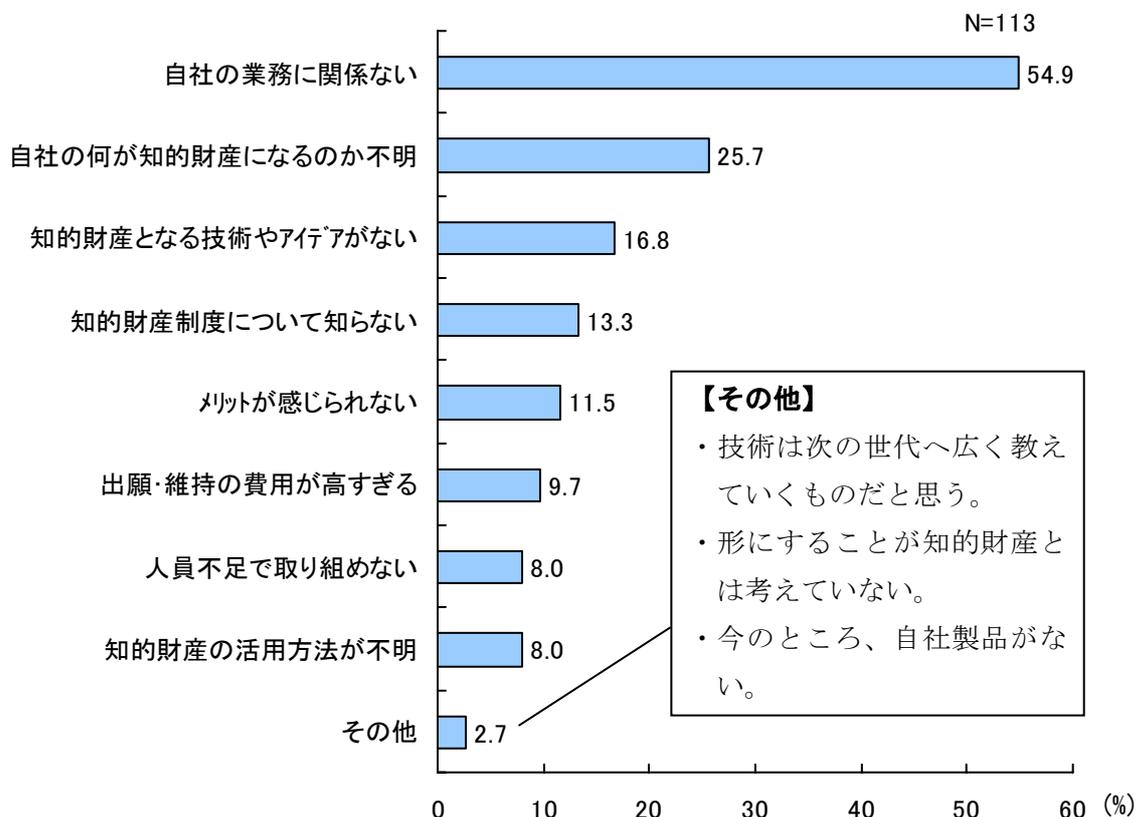
知的財産の自社における位置づけについては、「あまり重要でない」(37.3%)が最も多く、以下、「重要でない」(23.4%)、「やや重要」(19.0%)と続く。

「非常に重要」(9.5%)と「やや重要」(19.0%)の合計は 28.5%で、3割弱の企業が知的財産を重要視している。



#### <知的財産が重要でない理由>

知的財産が重要でないと答えた企業の、知的財産が重要でない理由については、「自社の業務に関係ない」(54.9%)が最も多く5割を超えており、以下、「自社の何が知的財産になるのか不明」(25.7%)、「知的財産となる技術やアイデアがない」(16.8%)と続く。

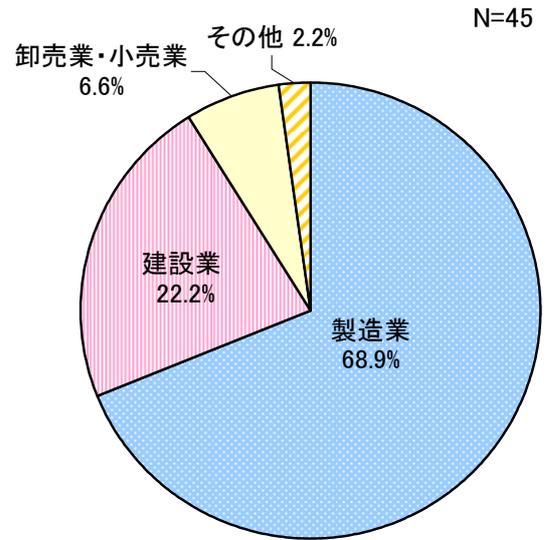


## (2) 知的財産を重要視している企業

### <業種>

知的財産を重要視している企業を業種別に見ると、「製造業」(68.9%)が最も多く、以下、「建設業」(22.2%)、「卸売業・小売業」(6.6%)と続く。

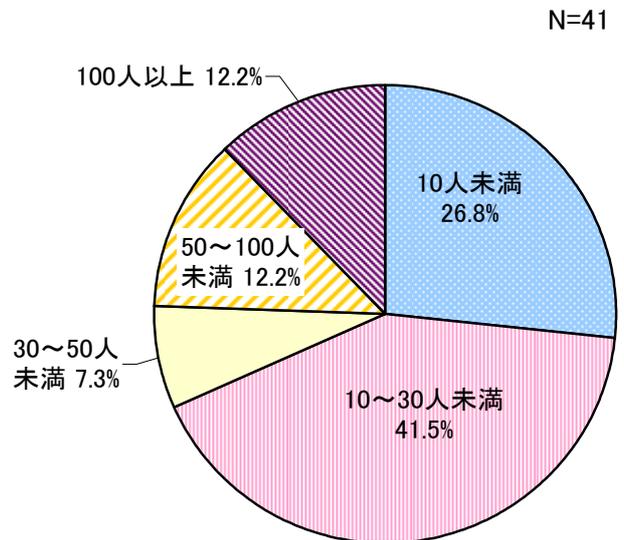
「製造業」(68.9%)が約7割を占めている。



### <従業員規模>

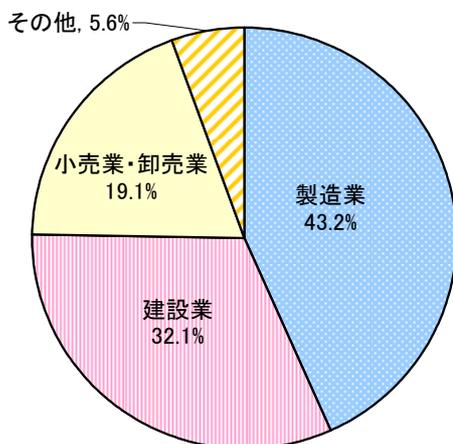
知的財産を重要視している企業を従業員規模別に見ると、「10～30人未満」(41.5%)が最も多く4割を超えており、「10人未満」(26.8%)がそれに次ぐ。

「回答企業の属性」の構成比と比較すると、従業員規模50人以上の企業で構成比が高くなっており、従業員規模が大きくなるほど、知的財産を重要視する傾向が見られる。

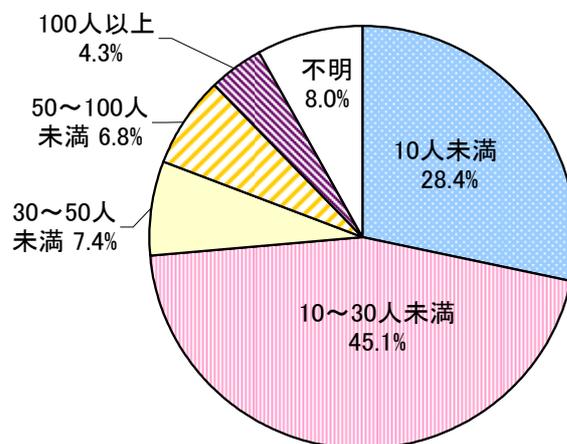


### 【参考 回答企業の属性】

N=162



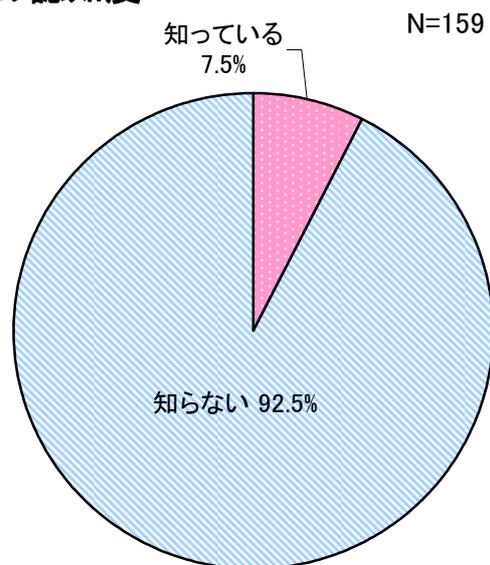
N=162



## 4. 「西条市知的財産権取得支援補助金」の認知度

「西条市知的財産権取得支援補助金」の認知度については、9割以上の企業が「知らない」(92.5%)と回答している。

補助金の取得を促進するためには、認知度アップのための取り組みが必要と思われる。



### 【参考 西条市知的財産権取得支援補助金】

#### ①目的

市内中小企業者等の知的財産を保護し、権利化することにより、中小企業者の競争力を強化し、産業の活性化を図るため、知的財産権を出願する事業所に対して、出願に要する経費の一部を補助する。

#### ②補助対象者

中小企業者等で、次の各号のいずれにも該当することが必要。

- (1) 市内の本社又は主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 他に同種の補助を受けていないこと。

#### ③補助対象

平成20年10月1日以降に出願された特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権の国内出願、外国出願（PCT出願を含む。）

#### ④補助対象経費

以下の出願に要する経費

- (1) 出願料
- (2) 弁理士等に支払う費用
- (3) 図面作成費
- (4) 翻訳料
- (5) 外国通信費

#### ⑤補助額及び補助限度額

- (1) 国内出願

補助対象経費の2分の1以内とし、1,000円未満を切り捨てた額（補助限度額は10万円）

- (2) 外国出願

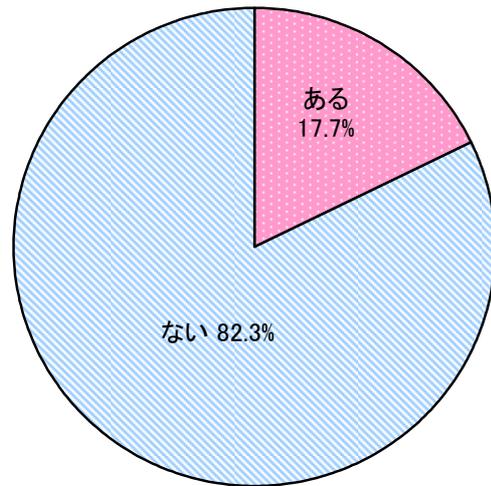
補助対象経費の2分の1以内とし、1,000円未満を切り捨てた額（補助限度額は30万円）

## 5. 知的財産権の出願・保有

### (1) 出願・保有の有無

N=158

知的財産権出願・保有の有無については、17.7%が「ある」と答えている。

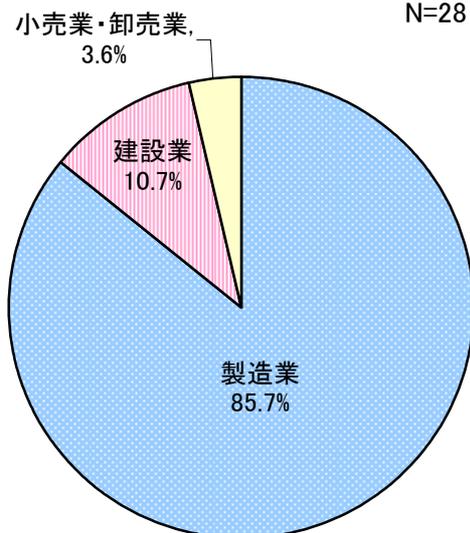


### (2) 出願・保有企業の状況

#### <業種>

知的財産権の出願・保有企業を業種別で見ると、「製造業」(85.7%)が最も多く、8割を超えている。

N=28



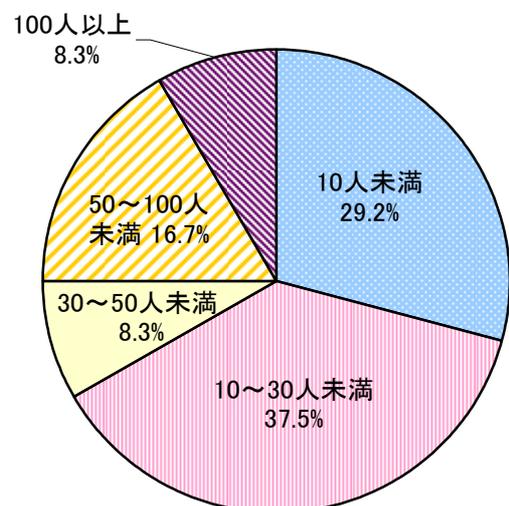
#### <従業員規模>

知的財産権の出願・保有企業を従業員規模別に見ると、「10～30人未満」(37.5%)が最も多く、以下、「10人未満」(29.2%)、「50～100人未満」(16.7%)と続く。

「回答企業の属性」の構成比と比較すると、従業員規模「10人未満」「30～50人未満」「50～100人未満」の企業で構成比が高くなっている (P2、P9 参照のこと)。

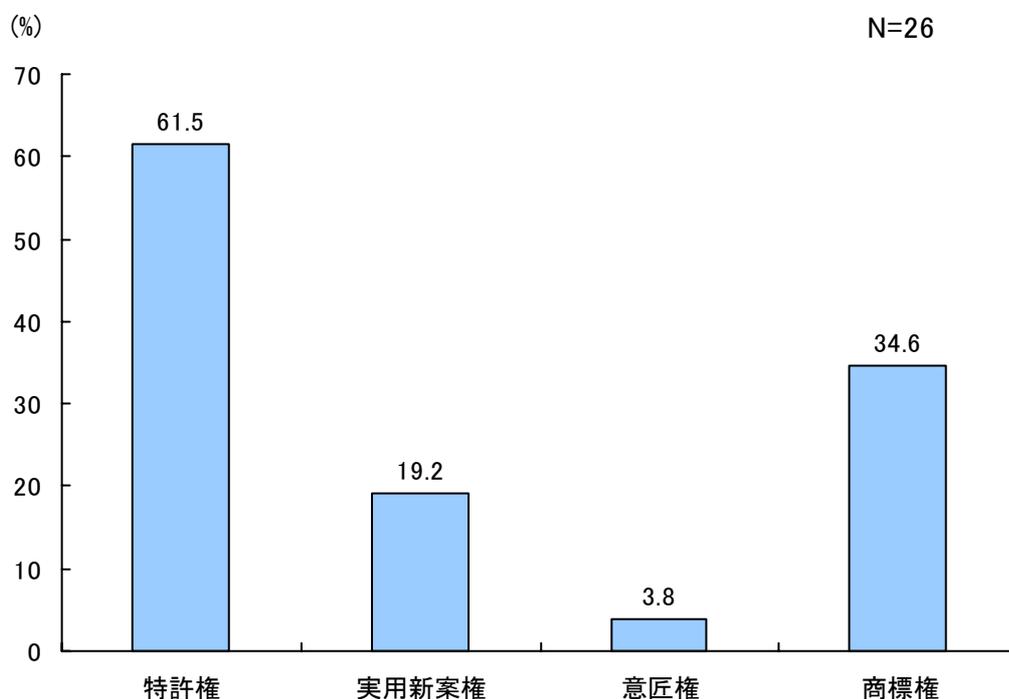
従業員規模の小さい企業の中にも、知的財産権の出願・保有に取り組んでいる企業がある。

N=24



### <出願・保有している権利>

出願・保有している権利については、「特許権」(61.5%)が最も多く、6割を超えており、以下、「商標権」(34.6%)、「実用新案権」(19.2%)と続く。



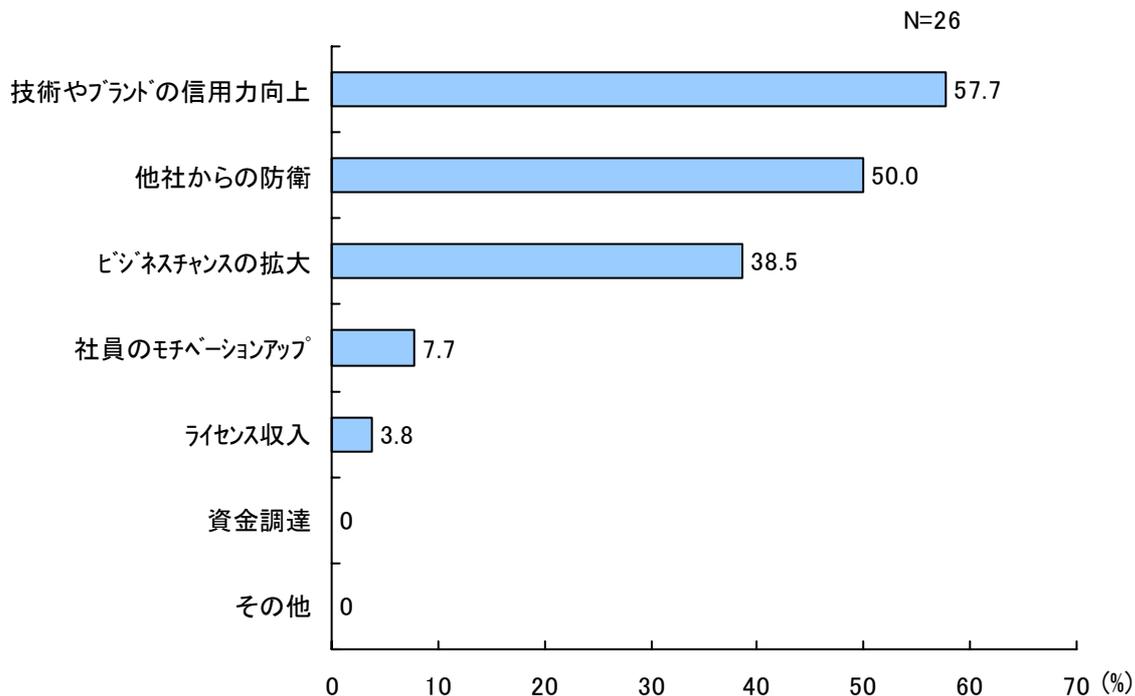
### <1社あたりの保有件数>

1社あたりの保有件数については、各知的財産権とも、保有数は「1件」が最も多いが、「特許権」「実用新案権」「商標権」については、1社で10件以上保有しているケースも見られる。

1社あたり保有数	特許権	実用新案権	意匠権	商標権
1件	6社	3社	1社	4社
2件	3社	0社	0社	1社
3件	2社	1社	0社	2社
4件	1社	0社	0社	1社
5～10件未満	3社	0社	0社	0社
10～30件未満	0社	1社	0社	1社
30件以上	1社	0社	0社	0社
合計	16社	5社	1社	9社

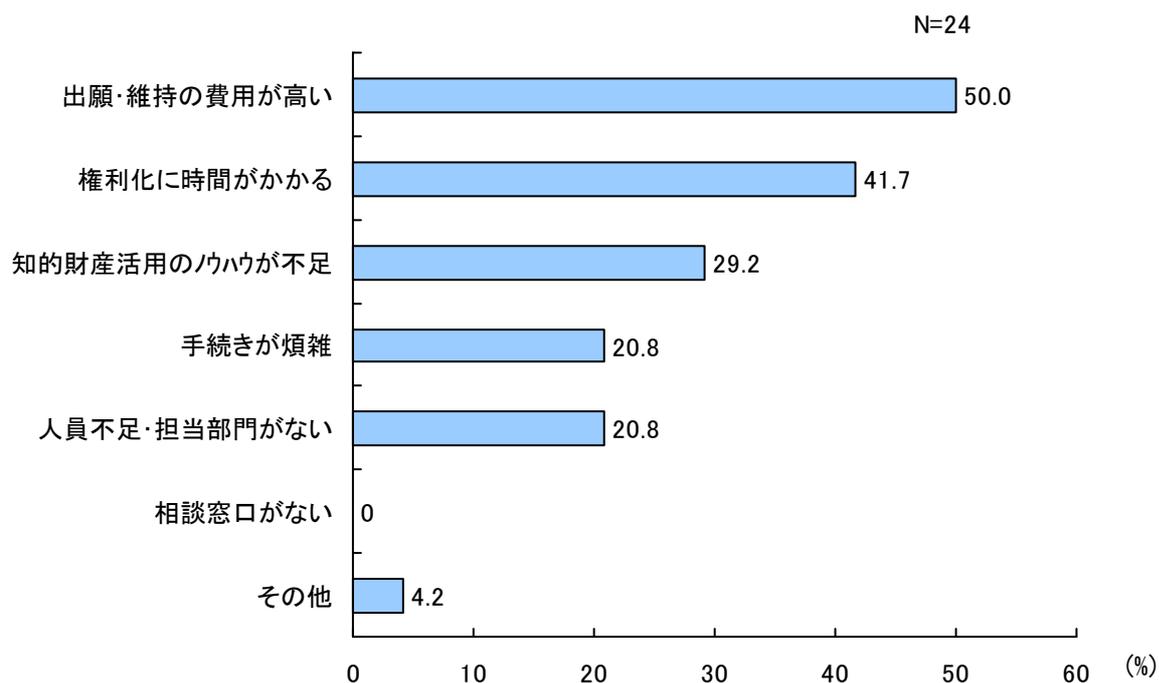
### <保有・出願の理由>

知的財産の出願・保有理由については、「技術やブランドの信用力向上」(57.7%)が最も多く、以下、「他社からの防衛」(50.0%)、「ビジネスチャンスの拡大」(38.5%)と続く。



### <出願・保有に係る障害>

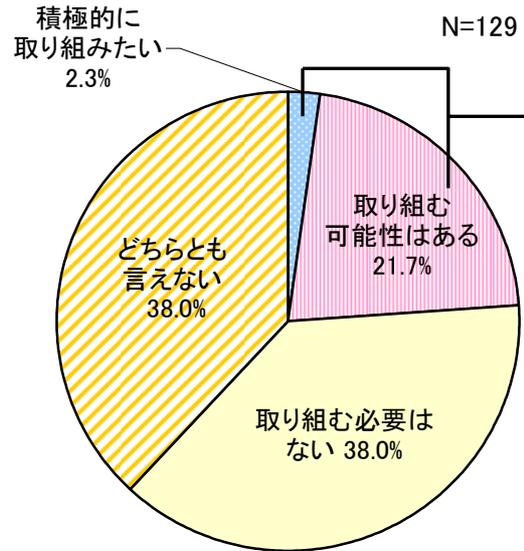
知的財産権の出願・保有理由に係る障害については、「出願・維持の費用が高い」(50.0%)が最も多く、以下、「権利化に時間がかかる」(41.7%)、「知的財産活用のノウハウが不足」(29.2%)と続く。5割が費用負担の大きさを障害としてあげていることから、「西条市知的財産権取得支援補助金」による出願経費の一部補助は、中小企業の知的財産経営を促進する上で、有効な施策と言える。



### (3) 出願・保有のない企業の状況

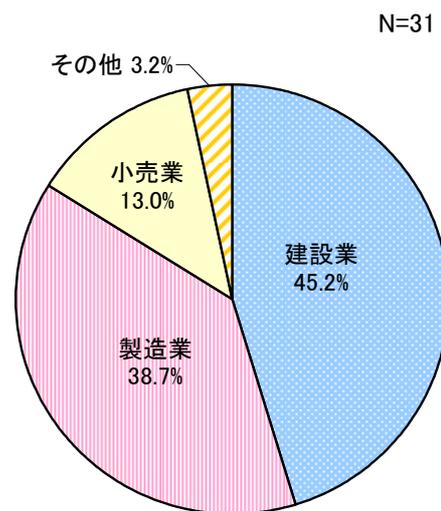
#### <今後の取り組み意向>

知的財産の出願や知的財産を活かした経営に対する、今後の取り組み意向については、「積極的に取り組みたい」(2.3%)と回答した企業は2%台にとどまっている。



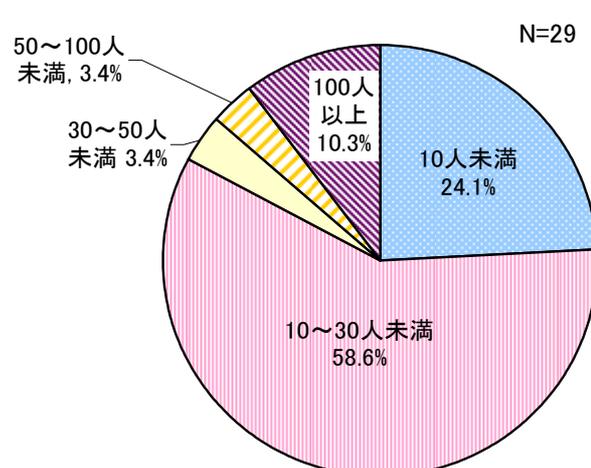
#### <「積極的に取り組みたい」「取り組む可能性はある」と回答した企業—業種>

「積極的に取り組みたい」「取り組む可能性はある」と回答した企業を業種別に見ると、「建設業」(45.2%)が最も多く4割を超えており、以下、「製造業」(38.7%)、「小売業」(13.0%)と続く。



#### <「積極的に取組みたい」「取組む可能性はある」と回答した企業—従業員規模>

「積極的に取組みたい」「取組む可能性はある」と回答した企業を従業員規模別に見ると、「10~30人未満」(58.6%)が最も多く、「10人未満」(24.1%)がそれに次ぐ。

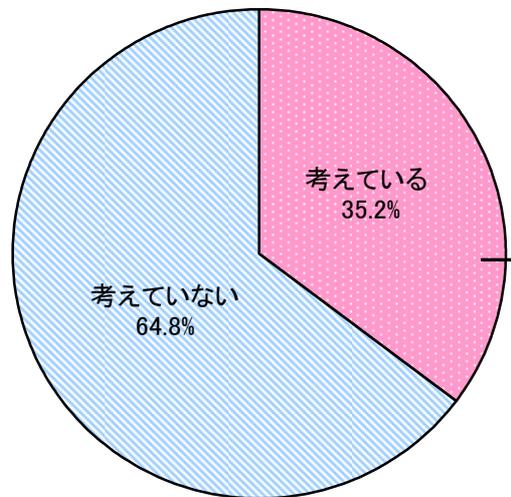


## 6. 知的財産を経営に活かすための取り組み

### <取り組み検討の有無>

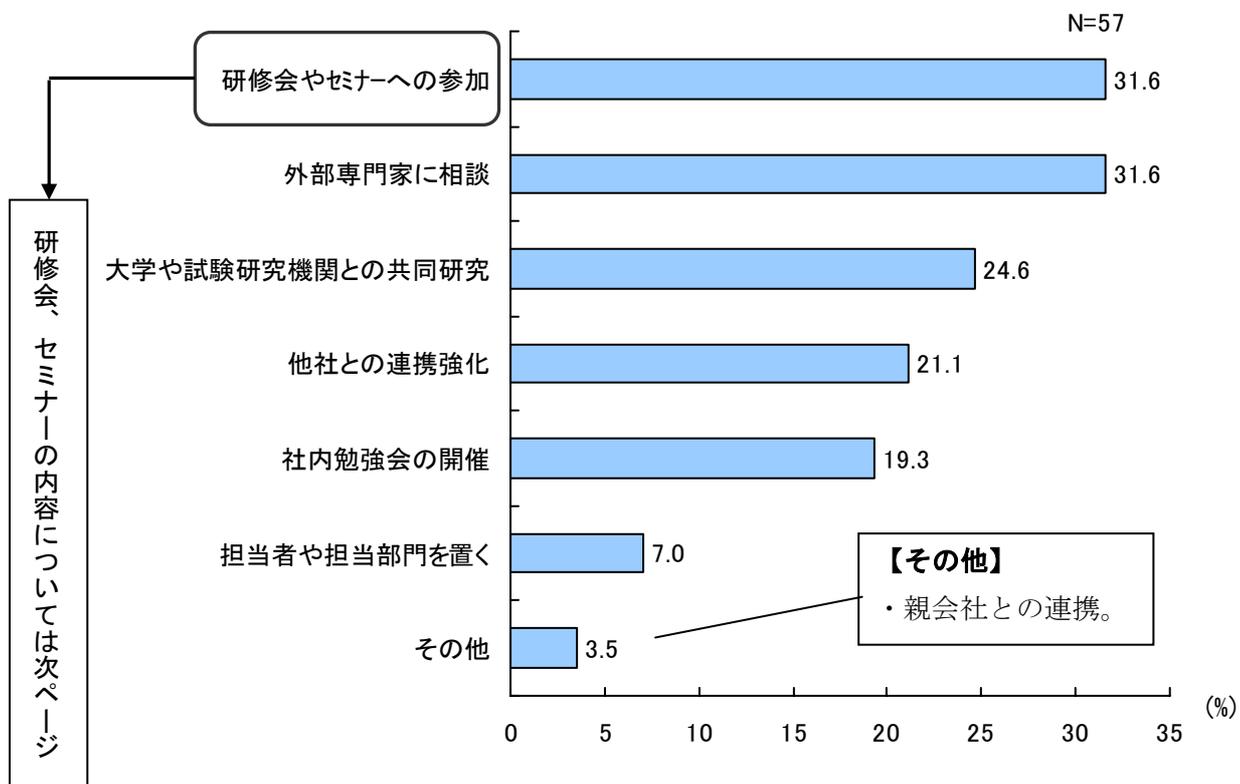
N=162

知的財産を経営に活かす取り組みについて考えている企業は 35.2%で3割を超えている。



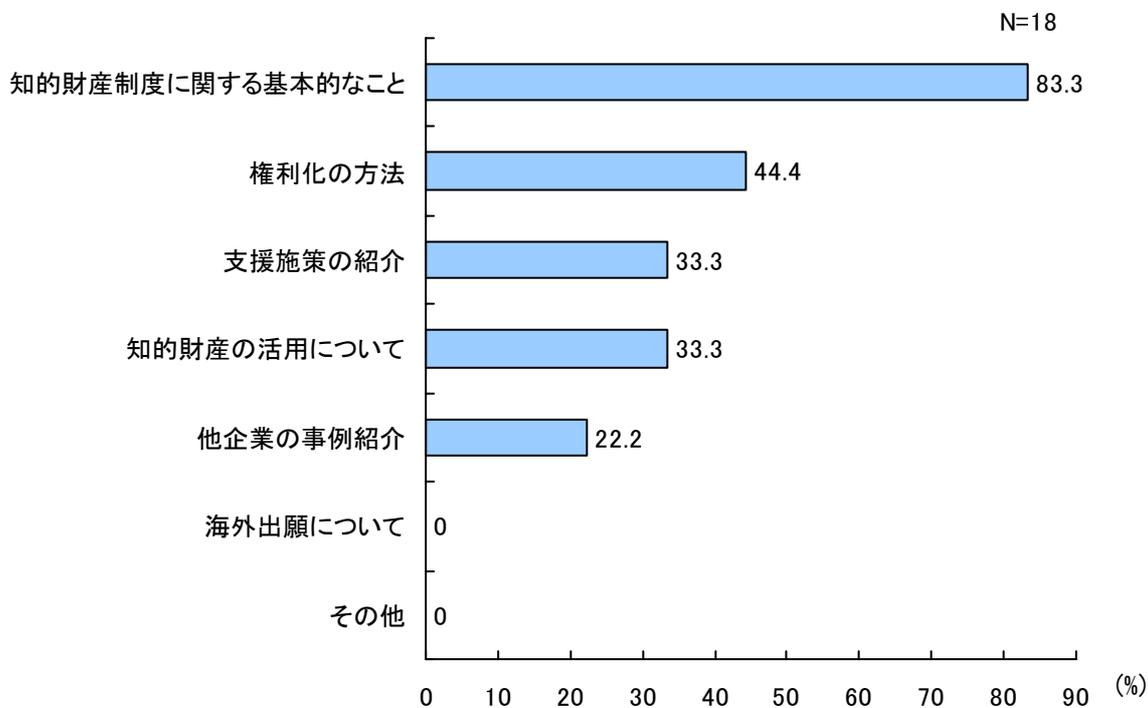
### <取り組みの内容>

知的財産を経営に活かすための取り組みについては、「研修会やセミナーへの参加」(31.6%)と「外部専門家に相談」(31.6%)が最も多く3割を超えており、以下、「大学や試験研究機関との共同研究」(24.6%)、「他社との連携強化」(21.1%)と続く。



### ＜開催希望の研修会・セミナー＞

知的財産を経営に活かすための取り組みとして、「研修会やセミナーへの参加」をあげた企業が、開催を希望する研修会・セミナーについては、「知的財産制度に関する基本的なこと」(83.8%)が最も多く8割を超えており、以下、「権利化の方法」(44.4%)、「支援施策の紹介」(33.3%)「知的財産の活用について」(33.3%)と続く。

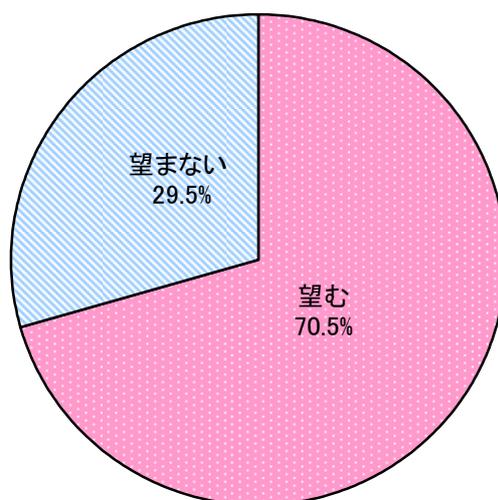


## 7. 知的財産を経営に活かすための公的支援

N=146

### <希望の有無>

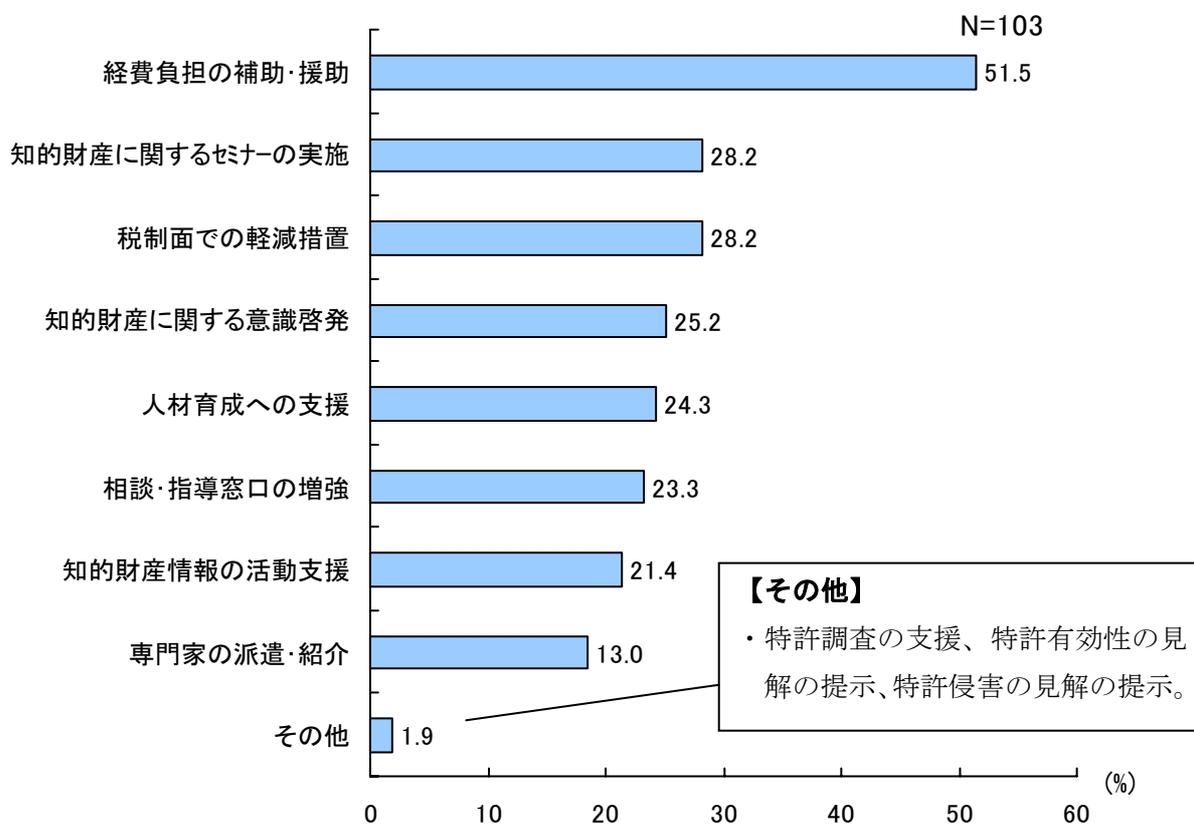
知的財産を経営に活かすための公的支援を希望する企業は70.5%であり、7割の企業が公的支援を希望している。



### <希望の内容>

希望する公的支援については、「経費負担の補助・援助」(51.5%)が最も多く5割を超えている。以下、「知的財産に関するセミナーの実施」(28.2%)、「税制面での軽減措置」(28.2%)、「知的財産に関する意識改革」(25.2%)と続く。

経費的なものを除けば、情報提供や意識啓発など、比較的基礎レベルの支援が望まれている。



## 8. 西条市の中小企業向け支援施策についての意見・要望

### <支援>

- ・西条産業支援センターで、いろいろ支援・援助をもらって、今、活動しているが、当社のような中小企業では開発できないことも安心して開発に取り組むことができ、ありがたく思っている。(製造業)

### <説明会・研修会>

- ・企業規模にあった支援施策の説明があれば欲しい。(建設業)
- ・東予で開催される研修会・セミナーの年間スケジュール表があれば頂きたい。(建設業)

### <中小企業の現状>

- ・この問題がかつて考え、実行しかけたことがあります。零細企業のレベルでは会社の存続に関わる問題で、うかつに手の出せない事柄だと思います。知的財産権を取得したとしても、その後の紛争、製品の開発費用、製品の検証販売ルートの開発などの金銭的負担がかかり、ここが重要ですが、「これは必ず売れる」と錯覚しているかも知れないということです。売れるかどうかは神のみぞ知るというのが本当のところだと思います。(建設業)
- ・小企業のため、支援について望むことがない。望めないことが多いように思う。(製造業)
- ・西条市内の中小企業の現状をよく理解して欲しい。無駄を省いた効果的な支援を拡大して欲しい。(卸売業)

### <人材育成>

- ・愛媛県もわが西条市も、ともに産業においては、四国ではダントツだと思う。よって次世代に対しても、より以上に高度な職業訓練センターを希望する。県外、市外に出て行かなくてすむ人材育成を目指すべきだと思う。(製造業)
- ・専門知識・技術や資格取得の経費軽減措置の対策をして欲しい。(製造業)

### <景気対策>

- ・セーフティネットよりも経済政策に対する失敗ということを自覚して、早急に景気回復策を立案実施して欲しい。(小売業)

### Ⅲ. まとめ

#### <回答企業の属性>

##### ○回答企業の4割強が製造業

製造業 43.2%                      建設業 32.1%  
小売業・卸売業 19.1%      その他 5.6%

##### ○従業員数10人未満の小企業が約3割

##### ○7割強が従業員数30人未満

10人未満 28.4%      10～30人未満 45.1%  
30～50人未満 7.4%      50～100人未満 6.8%  
100人以上 4.3%      その他 4.3%

#### <知的財産の位置づけ>

##### ○約3割の企業が知財を重視

非常に重要 9.5%  
やや重要 19.0%

→  
・69%が製造業  
・68%が従業員  
数30人未満

あまり重要でない 37.3%  
重要でない 23.4%

どちらとも言えない 10.8%

##### ○知財が重要でない理由のトップは「自社の業務に関係ない」

本当に関係がないのか、関係ないと思っているだけなのか？  
知財に対する認識不足が「知財軽視」につながっている可能性もある。

自社の業務に関係ない                      54.9%  
自社の何が知財になるのか不明      25.7%  
知財となる技術・アイデアがない      16.8%  
知財制度について知らない              13.3%  
メリットが感じられない                  11.5%  
出願・維持の費用が高すぎる              9.7%  
人員不足で取り組めない                  8.0%  
知的財産の活用方法が不明                  8.0%

#### <知的財産権取得支援補助金>

##### ○補助金について知らない企業が9割以上

知っている      7.5%  
知らない          92.5%

#### <知的財産権に対する関心度>

##### ○特許・実用新案・商標→4割台

##### ○意匠→3割台(他の権利よりやや低い)

特許権 45.3%      実用新案権 42.1%  
商標権 41.3%      意匠権 35.0%

##### ○知財権への関心が特に高いのは製造業

##### ○製造業の4社に1社以上が特許権に対し非常に関心を持っている

##### (特許権—非常に関心あり)

製造業 26.1%      小売・卸売業 16.1%  
建設業 11.8%

##### (実用新案権—非常に関心あり)

製造業 18.8%      小売・卸売業 12.9%  
建設業 9.8%

##### (意匠権—非常に関心あり)

製造業 14.3%      小売・卸売業 6.5%  
建設業 7.8%

##### (商標権—非常に関心あり)

製造業 18.6%      小売・卸売業 12.9%  
建設業 7.8%

##### ○従業員100人以上→全ての知財権に対し3割近くが非常に関心を持っている

##### ○従業員10人未満→特許権、意匠権、商標権に対する関心度は、従業員10人以上50人未満の企業より高い

##### (特許権—非常に関心あり)

10人未満 17.4%      10～30人未満 16.9%  
30～50人未満 0      50～100人未満 27.5%  
100人以上 28.6%

##### (実用新案権—非常に関心あり)

10人未満 13.0%      10～30人未満 15.5%  
30～50人未満 0      50～100人未満 18.2%  
100人以上 28.6%

##### (意匠権—非常に関心あり)

10人未満 13.0%      10～30人未満 9.9%  
30～50人未満 0      50～100人未満 9.1%  
100人以上 28.6%

##### (商標権—非常に関心あり)

10人未満 19.6%      10～30人未満 11.3%  
30～50人未満 0      50～100人未満 0%  
100人以上 28.6%

<知的財産権 出願・保有の有無>

○出願・保有ありの企業は2割弱

あり 17.7% → ・86%が製造業  
・67%が従業員数30人未満  
なし 83.3%

<出願・保有なしの企業 取組意向>

○知財権出願や知財経営の取組意向は「積極的に取り組みたい」と「取り組む可能性はある」を合わせて24%

・45%が建設業(製造業は39%)  
・67%が従業員数30人未満  
現状は製造業が中心だが、建設業も取組意向を有している。

積極的に取り組みたい 2.3%  
取り組む可能性はある 21.7%

取組む必要はない 38.0%  
どちらとも言えない 38.0%

<出願・保有ありの企業>

出願・保有している権利

○出願・保有の6割強が特許権

特許権 61.5% 商標権 34.6%  
実用新案権 19.2% 意匠権 3.8%

出願・保有理由

○出願・保有理由のトップ2は「技術やブランド信用力の向上」と「他社からの防衛」

技術やブランド信用力向上 57.7%  
他社からの防衛 50.0%  
ビジネスチャンスの拡大 38.5%  
社員のモチベーションアップ 7.7%  
ライセンス収入 3.8%

出願・保有に係る障害

○出願・保有に係る障害のトップ2は「出願・維持の費用が高い」と「権利化に時間がかかる」

出願・維持の費用が高い 50.0%  
権利化に時間がかかる 41.7%  
知的財産活用ノウハウが不足 29.2%  
手続きが煩雑 20.8%  
人員不足・担当部門がない 20.8%

<知的財産を経営に活かす取組>

○取組を考えている企業は3割台

考えている 35.1%  
考えていない 64.8%

○知的財産を経営に活かす取組みのトップ2は「研修会やセミナー」への参加と「外部専門家に相談」

○「共同研究」や「他社との連携強化」をあげている企業は2割台

○「社内勉強会」や「担当者・担当部門の設置などの内部的取組みは比較的少ない

研修会やセミナーへの参加	31.6%
外部専門家に相談	31.6%
大学や試験研究機関との共同研究	24.6%
他社との連携強化	21.1%
社内勉強会の開催	19.3%
担当者や担当部門を置く	7.0%

<開催希望の研修会・セミナー>

○開催希望は「知的財産制度の基本」が最も多い

知的財産制度の基本	83.3%
権利化の方法	44.4%
支援施策の紹介	33.3%
知的財産の活用について	33.3%
他企業の事例紹介	22.2%

<知的財産を経営に活かすための公的支援>

○公的支援ニーズのトップは「経費負担の補助・援助」

「知的財産権取得支援補助金」の認知度が1割に満たないことから、同補助金の認知度アップと利用促進が必要と思われる。

経費負担の補助・援助	51.5%
知的財産に関するセミナーの実施	28.2%
税制面での軽減措置	28.2%
知的財産に関する意識啓発	25.2%
人材育成への支援	24.3%
相談・指導窓口の増強	23.3%
知的財産情報の活動支援	21.4%
専門家の派遣・紹介	13.0%

< 参考資料 >

( 調査票 )

# 知的財産に関するアンケート調査

四国経済産業局、西条市

調査委託先（お問合せ先）：株式会社成研

TEL：082-543-5551（担当：<sup>キンタカ</sup>金高）

- ◇調査結果は統計的に処理し、**個別の内容を公表することは決してございませんので、ありのままをご記入ください。**
- ◇各質問に対して該等する回答の数字に○印を付けてください。
- ◇回答が「その他」に当てはまる場合は、その番号を○で囲み、（ ）内になるべく具体的にご記入ください。
- ◇記入がすみましたら、**返信用封筒に入れて12月16日（水）までにポストにご投函いただくか、(株)成研までファックスにて、(FAX番号 082-249-5598)に送信くださいますよう、お願い申し上げます。**
- ◇調査結果を踏まえ、ご担当者にご連絡させていただくこともございますので、その旨、ご了承ください。

## I. 貴社または貴団体の概要についてお聞かせください。

①貴社(貴団体)名称					
②ご担当者 (アンケート回答者)	氏名( )	所属・役職( )			
	TEL:( ) -	E-mail アドレス:( )			
③主な事業分野 (○は1つ)	1. 製造業	2. 小売業	3. 卸売業	4. 建設業	④従業員数 (役員を除く)  ( )人 ※派遣、アルバイト、 パート含む
	5. 情報通信業	6. その他( )			

## II. 知的財産権についてお聞きします。

問1 以下の知的財産権に関心がありますか。(○はひとつ)

	非常に ある	少しは ある	あまり ない	全く ない	言え ない どちら とも
特許権 ※発明を保護するための権利。	1	2	3	4	5
実用新案権 ※物品の構造、形状に関する考案を保護する権利。	1	2	3	4	5
意匠権 ※物品の形状、模様、色彩、またはこれらの結合で、視覚を通じて 美観を起こさせるものを保護する権利。	1	2	3	4	5
商標権 ※商品やサービスを識別する商標を保護する権利で、文字や図形、 記号、立体、もしくはこれらの結合が対象。	1	2	3	4	5

問2 貴社(貴団体)における知的財産の位置づけを教えてください。(○はひとつ)

1. 非常に重要      2. やや重要      3. あまり重要でない      4. 重要でない      5. どちらとも言えない

問2-2 問2で「3. あまり重要でない」「4. 重要でない」「5. どちらとも言えない」を選ばれた方にお聞きします。

選ばれた理由を教えてください。(○は2つまで)

- |                         |                        |
|-------------------------|------------------------|
| 1. 自社の業務に関係ない           | 2. メリットが感じられない         |
| 3. 自社の何が知的財産になり得るかわからない | 4. 知的財産制度について知らない      |
| 5. 知的財産となる技術やアイデアがない    | 6. 知的財産を経営に活かす方法がわからない |
| 7. 人員不足で取り組めない          | 8. 出願・維持の費用が高すぎる       |
| 9. その他(具体的に: )          |                        |

問3 「西条市知的財産権取得支援補助金」(別添資料)をご存知ですか。(○はひとつ)

1. 知っている      2. 知らない      3. その他 ( )

問4 知的財産権を出願・保有したことがありますか。(○はひとつ)

「1. ある」を選んだ方は、権利の種類と現在の保有件数を教えてください。(当てはまる全てに○を付し件数を記入)

1. ある → (1. 特許権(      件) 2. 実用新案権(      件) 3. 意匠権(      件) 4. 商標権(      件))

2. ない

問4-2 問4で「2. ない」を選んだ方にお聞きします。

今後、知的財産権の出願や知的財産を活かした経営に取り組むご意向がありますか。(○はひとつ)

1. 積極的に取り組みたい      2. 取り組む可能性はある      3. 取り組む必要はない      4. どちらとも言えない

問4-3 問4で「1. ある」を選んだ方にお聞きします。

問4-3-1 知的財産権を保有・出願した理由を教えてください。(○は2つまで)

1. 技術やブランドの信用力向上      2. ビジネスチャンスの拡大      3. 社員のモチベーションアップ  
4. 他社からの防衛      5. ライセンス収入      6. 資金調達  
7. その他(具体的に:      )

問4-3-2 知的財産の権利化や知的財産を経営に活かしていく上での障害を教えてください。(○は2つまで)

1. 出願・維持の費用が高い      2. 権利化に時間がかかる      3. 手続きが煩雑  
4. 人員不足・担当部門がない      5. 相談窓口がない      6. 知的財産を経営に活かすノウハウが不足  
7. その他(具体的に:      )

問5 知的財産を経営に活かしていくために、どのような取組をお考えですか。(○は2つまで)

1. 研修会やセミナーへの参加      2. 社内勉強会の開催      3. 担当者や担当部門を置く  
4. 大学や試験研究機関との共同研究      5. 他社との連携強化      6. 外部専門家に相談      7. 考えていない  
8. その他(      )

問5-1 問5で「1. 研修会やセミナーへの参加」を選ばれた方にお聞きします。

どのような内容の研修会やセミナーの開催を希望されますか。(○は3つまで)

1. 知的財産制度に関する基本的なこと      2. 支援施策の紹介      3. 他企業の事例紹介  
4. 出願方法など権利化の方法      5. 知的財産の活用について      6. 海外出願について  
7. その他(      )

問6 知的財産を経営に活かすために、どのような公的支援を望みますか。(○は3つまで)

1. 知的財産に関する意識啓発      2. 知的財産に関するセミナーなどの実施      3. 相談・指導窓口の増強  
4. 専門家の派遣・紹介      5. 人材育成への支援      6. 経費負担の補助・援助  
7. 税制面での軽減措置      8. 知的財産情報の活動支援      9. 望まない。  
10. その他(      )

問7 知的財産に限らず、西条市の中小企業向け支援施策について、ご意見・ご要望がございましたらお聞かせください。

ありがとうございました。

返信用封筒またはファックス(FAX:082-249-5598)で12月16日(水)までにご返送いただきますようお願い申し上げます。